

## ～ 福祉用具例外給付に関する Q&A ～

### 【様式1 確認依頼書の提出について】

**Q1：どのような場合に確認依頼が必要か。**

A1：厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果に当てはまらないが、給付が必要な場合に必要です。

例えば、日常的に起き上がりが困難で特殊寝台の貸与が必要な状態だが、直近の認定調査の基本調査「1－4起き上がり」が「2. 何かにつかまればできる」と記載されている場合などが該当します。

**Q2：確認依頼書はいつまでに提出したらよいか。**

A2：確認の結果、対象外となる場合もあるため、可能な限り利用開始前の提出としてください。ただし、例外給付の開始日は「医師の所見確認日」若しくは「サービス担当者会議開催日」のどちらかまで原則として遡ることができます。なお、合理的な理由があり、更に遡る必要がある場合は事前に相談の上で様式2「例外給付 理由書」を提出してください。

**Q3：確認依頼の再提出はいつすべきか。**

A3：本人の疾病・状態が変わった際に提出することとし、介護度やケアマネージャーの変更の場合は不要です。

**Q4：認定申請中で、要介護2を見込んで暫定で特殊寝台の利用を開始する予定だが、要介護1の認定となる可能性もある場合にはどうすべきか。**

A4：申請中として、可能な限り利用開始前に確認依頼書を提出してください。ただし、例外給付の開始日は「医師の所見確認日」若しくは「サービス担当者会議開催日」のどちらかまで原則として遡ることができます。なお、合理的な理由があり、更に遡る必要がある場合は事前に相談の上で様式2「例外給付 理由書」を提出してください。

## 【様式1 確認依頼書 医師の医学的所見欄の記入方法について】

Q5：「福祉用具が必要な理由」はどのように記入すればよいか。

A5：別紙2の記入例を参照してください。例えば「軽労作での呼吸困難が著明」や「褥瘡の悪化防止のため床ずれ防止用具が必要」だけでは不十分です。必ず、「疾病その他の原因によって、どのような状態になるから、告示で定める状態となるのか」を具体的に記入してください。

Q6：担当医師名欄をケアマネが記入してよいのはどのような場合か。

A6：※2の注釈にもあるように、「判断の基礎とした資料」を「主治医意見書」若しくは「診断書」とした場合は、ケアマネが記入してください。

Q7：「主治医意見書」と「診断書」の違いは何か。

A7：「主治医意見書」は介護認定のためにかかりつけ医に意見を求めるものです。一方「診断書」は本人または家族の申し出により、医師が任意の様式で作成するものです。

Q8：判断の基礎とした資料を「主治医意見書」や「診断書」とした場合、「医学的所見欄」は未記入でよいか。

A8：記入が必要です。なお、「主治医意見書」や「診断書」から例外給付に該当する状態像が読み取れない場合は、担当医に聴取して記入してください。その場合、「判断の基礎とした資料」は「担当医からの聴取」に✓が入ります。

Q9：医師が様式1 確認依頼書の医学的所見を記載した場合の料金はかかるか。

A9：記載料金はかかるないと医師会に了解を得ているため、原則として記載料金かかりません。

## 【様式1 確認依頼書 サービス担当者会議録の記入方法について】

Q10：サービス担当者会議録にはどの程度記載すればよいか。

A10：確認依頼書の「福祉用具が必要な理由」の記載事項について、サービス担当者会議でも検討され、それについて記載されていることが必要です。例外給付に該当する状態像があるか、その状態像によって福祉用具が必要になる理由について記載してください。また、確認依頼書の「サービス担当者会議の開催状況の検討結果」にも要点をまとめて同様に記載してください。

【その他】

**Q11：福祉用具貸与の見直しの必要があるのはどのような場合か。**

A11：要介護（要支援）の更新認定や変更認定を受けた場合や貸与種目の追加や変更がある場合は、一連の確認を再度行ってください。また、これ以外でも見直し必要があると判断した場合は見直しを行ってください。

**Q12：昇降椅子は基本調査のどの項目で判断するのか？**

A12：昇降椅子は移乗の項目で判断します。

**Q13：特殊寝台付属品で申請する場合、移乗が困難で必要とした内容ではできないか？**

A13：特殊寝台、付属品については、寝返り・起き上がりを支援するものであるため移乗が主目的のものであれば認めません。